
VII 化学物質環境対策関係資料	57
1) ダイオキシン類関係	57
2) 化学物質管理に関する届出制度関係	58
資料 VII-1 平成 28 年度 届出排出量・移動量	58
資料 VII-2 届出排出量の推移	58
資料 VII-3 届出移動量の推移	59
資料 VII-4 環境中への排出量の多い化学物質の主な用途と有害性	59

VII 化学物質環境対策関係資料

1) ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する基準適用施設設置状況

<大気関係>

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気排出基準適用施設の設置状況

(平成30年3月31日)

施設の種類の	施設数合計	工場・事業場数
1. 鉄鋼業焼結施設	—	—
2. 製鋼用電気炉	5	2
3. 亜鉛回収施設	—	—
4. アルミニウム合金製造施設	6	3
5. 廃棄物焼却炉	31	22
計	42	27

<水質関係>

(平成30年3月31日)

施設の種類の	施設数	工場・事業場数
1. 硫酸塩パルプ等製造用・塩素系漂白施設	—	—
2. カーバイト法アセチレン製造用・アセチレン洗浄施設	1(1)	1(1)
3. 硫酸カリウム製造用・廃ガス洗浄施設	—	—
4. アルミナ繊維製造用・廃ガス洗浄施設	—	—
5. 担体付き触媒製造用・排ガス洗浄施設	—	—
6. 塩化ビニルモノマー製造用・二塩化エチレン洗浄施設	—	—
7. カプロラクタム製造用・硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	—	—
8. クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用・ 水洗施設、廃ガス洗浄施設	—	—
9. 四-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用・ ろ過施設、乾燥施設、排ガス洗浄施設	—	—
10. ニ・三-ジクロロ-、四-ナフトキノン製造用・ ろ過施設、排ガス洗浄施設	—	—
11. ジオキサジンバイオレット製造用・ニトロ化誘導体分離施設 及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元 誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風 乾燥施設	—	—
12. アルミニウム合金等製造用・廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1	1
13. 亜鉛の回収用・精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	—	—
14. 担体付き使用済み触媒からの金属の回収用・ ろ過施設、排ガス洗浄施設	—	—
15. 廃棄物焼却炉用・廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、 灰の貯留施設	8(2)	6(2)
16. ポリ塩化ビフェニル等処理用・分解施設、洗浄施設、 分離施設	—	—
17. フロン類破壊用・プラズマ反応施設、排ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1	1
18. 下水道終末処理施設	2	2
19. 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場または事業 場から排出される水の処理施設	—	—
計	13(3)	11(3)

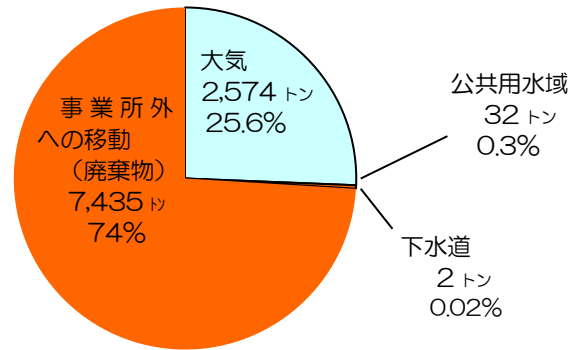
注) () 内数字は瀬戸内海環境保全特別措置法による許可事業場に係るもので、外数である。

2) 化学物質管理に関する届出制度関係

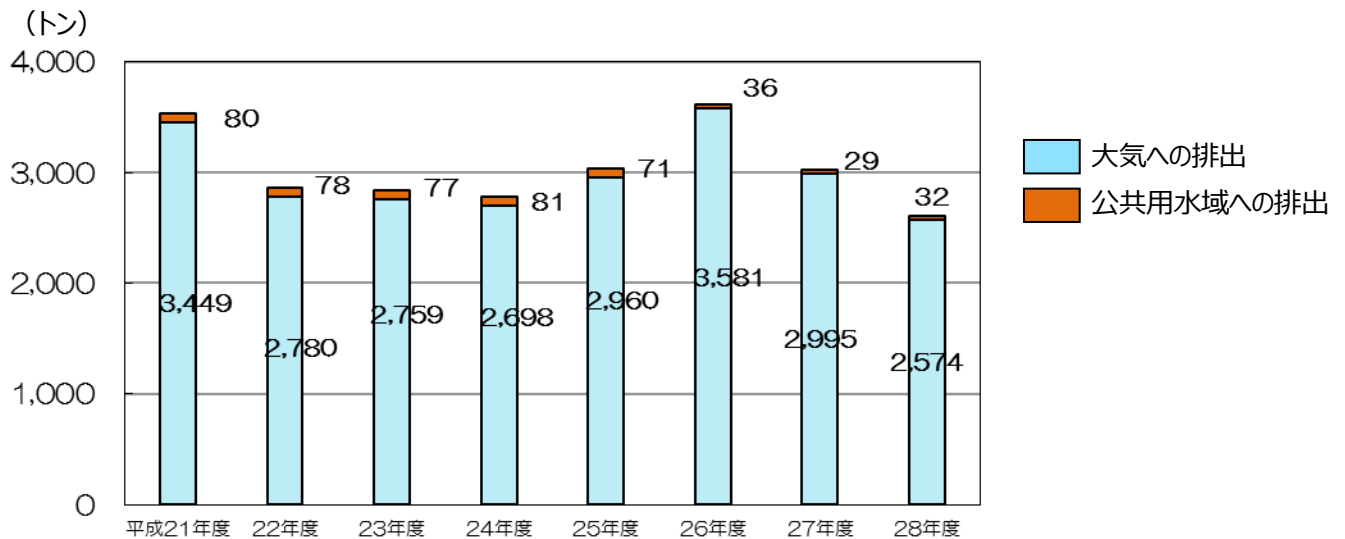
資料VII-1 平成28年度 届出排出量・移動量

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、PRTR法）」及び府条例に基づく届出によって把握した平成28年度の堺市内の届出排出量・移動量の合計は10,044トンである。

廃棄物としての移動量が最も多く、7,435トンで74%を占める。次に大気への排出量が2,574トンで25.6%を占める。

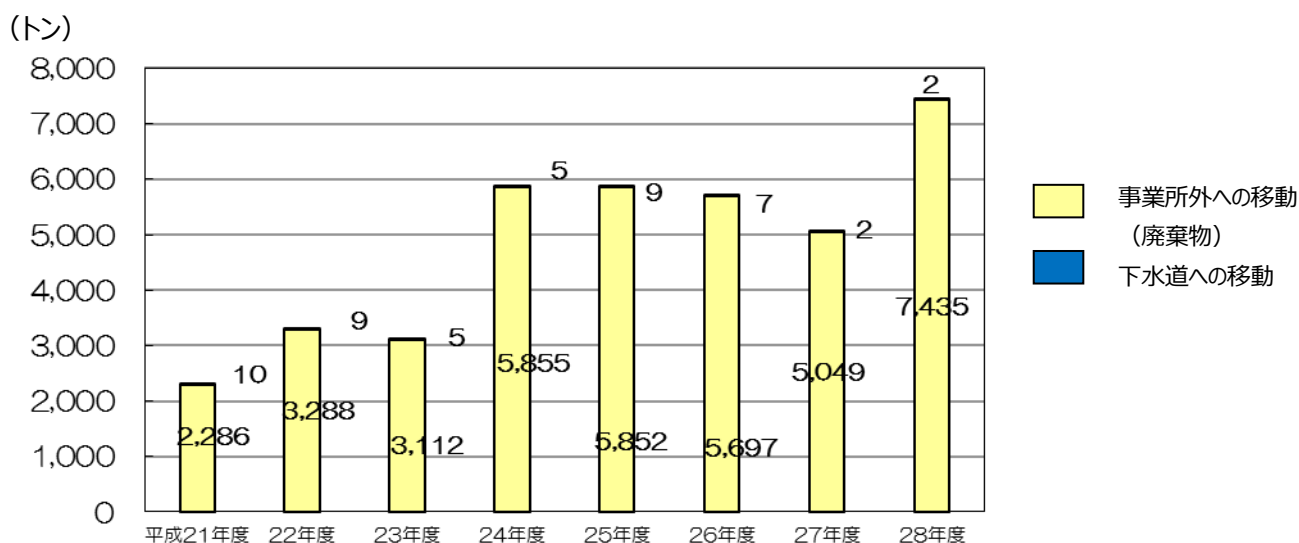


資料VII-2 届出排出量の推移



平成28年度の届出排出量は、PRTR対象物質（462物質）及び府独自指定物質（23物質＋揮発性有機化合物）の合計で2,606トンとなり、前年度より418トン減少している。

資料VII-3 届出移動量の推移



平成28年度の届出移動量は、PRTR対象物質（462物質）及び府独自指定物質（23物質+揮発性有機化合物）の合計は7,437トで、前年度より2,386トン増加している。

資料VII-4 環境中への排出量の多い化学物質の主な用途と有害性

物質名	主な用途	有害性
メチルアルコール	溶剤、溶媒、合成原料	長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害が報告されています。
キシレン	合成原料、溶剤 (塗料・インキ等)	高濃度のキシレンは、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。
トルエン	合成原料、溶剤 (塗料・インキ等)	長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、眼のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が認められています。
エチレングリコールモノブチルエーテル	溶剤 (塗料・インキ等)	皮膚や眼、のどに対する刺激性があることが報告されています。
エチルベンゼン	合成原料、溶剤 (塗料・インキ・接着剤等)	長期にわたり、きわめて高濃度のエチルベンゼンを含んだ空気を吸入した場合に発がん性があると報告されています。